

柔道整復学研究の利益相反（COI）に関する細則

公益社団法人 愛知県柔道整復師会

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人 愛知県柔道整復師会（以下、「本会」と略す。）が「柔道整復学研究の利益相反（COI）に関する指針」（以下、「本指針」と略す。）を対象者に遵守させるにあたり、本指針の具体的な運用方法と、違反者への措置方法を示すことを目的とする。

（申告）

第2条 本指針の2. に示す対象者は、COI 状態の有無を所定の様式に従い、申告しなければならない。

（申告の範囲）

第3条 申告の範囲は以下の通りとする。

以下の(1)(2)(6)の申告義務のある者における COI 状態の範囲は、発表内容等に関連する企業をはじめとする営利団体にかかわるものに限定する。

以下の(3)～(6)の申告義務のある者における COI 状態の範囲は、本会が行う事業に関連する企業をはじめとする営利団体にかかわるものに限定する。

- (1) 愛整学会、研修会で発表する者（非会員を含む）
- (2) 本会が発行する機関誌等の著者（非会員を含む）
- (3) 本会役員（会長、担当副会長）
- (4) 愛整学会および研修会責任者
- (5) 学術部長および部員、学術委員
- (6) (1)～(5)の対象者の配偶者、1親等以内の親族、または収入・財産を共有する者

（申告の基準）

第4条 申告の基準は、以下の(1)～(9)とする。

(1) 企業をはじめとする営利団体の役員および顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円を超える場合、ただし、越えない場合であっても、就任の有無については申告および開示する。

(2) 株式の保有については、1つの企業における1年間の株式による利益（配当、売却利益の総和）が100万円を超える場合、あるいは全株式の5%を超えて所有する場合

(3) 企業をはじめとする営利団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円を超える場合

(4) 企業をはじめとする営利団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた講演料等については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円を超える場合

(5) 企業をはじめとする営利団体が配布資料等の執筆に対して支払った原稿料については、

1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円を超える場合

(6) 企業をはじめとする営利団体が提供する研究費（受託・委託・共同研究を含む）については、1つの企業・団体から柔道整復学研究（受託研究費、共同研究費等）に対して支払われた総額が年間 100 万円を超える場合

(7) 企業をはじめとする営利団体が提供する奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 100 万円を超える場合

(8) 企業等が提供する寄付講座に申告者が属する場合

(9) その他、研究とは直接無関係な旅費、贈答品等の提供については、1つの企業、団体から受けた総額が年間計 5 万円を超える場合

（申告および開示の方法）

第 5 条 COI 申告および開示の方法は、以下（1）～（3）とする。

(1) 愛整学会、研修会で柔道整復学研究に関する発表もしくは講演を行う場合、会員・非会員の別を問わず発表者および共同発表者、その配偶者、1親等以内の親族、または収入・財産を共有する者は、演題応募の時点から直近 1 年間における COI 状態を、抄録登録時に自己申告により報告をしなければならない。また、発表者は該当する COI 状態について、発表スライドの最初に開示する。

(2) 本会機関誌で発表（総説、原著論文、症例報告等）を行う著者全員とその配偶者、1親等以内の親族、または収入・財産を共有する者は、論文投稿の時点から直近 1 年間における COI 状態を、論文投稿時に自己申告により報告をしなければならない。また、筆頭著者は該当する COI 状態について、論文の最後にその有無を明記しなければならない。機関誌等の発表もこれに準じる。なお、COI 状態は論文査読者には開示しない。

(3) 役員（会長、担当副会長）、愛整学会・研修会責任者、学術部長および部員、学術委員とその配偶者、1親等以内の親族、または収入・財産を共有する者は、就任時もしくは就労時の直近 1 年間における COI 状態の有無を自己申告により報告をしなければならない。就任後もしくは就労後に COI 状態が生じたときには 8 週間以内に修正申告をしなければならない。

（申告書の取り扱い）

第 6 条 愛整学会発表のための抄録登録時あるいは愛整学会機関誌等への論文投稿時に提出される自己申告による COI 報告書は提出の日から 2 年間、学術部で厳重に保管する。同様に、役員（会長、担当副会長）、愛整学会および研修会責任者、学術部長および部員、学術委員の自己申告による COI 報告書は、任期終了日もしくは就労終了日から 5 年間、会長の監督下に学術部で厳重に保管する。保管期間経過後は、会長の監督下において速やかに削除・廃棄されるが、削除・廃棄することが適当でないとして理事会が認めた場合には、必要な期間まで削除・廃棄を保留できる。

2 COI 情報は、第 5 条（1）（2）を除き、原則として非公開とする。ただし、開示請求が本

会外部（メディア、市民団体等）からなされた場合、理事会に答申し、理事会は適切な個人情報保護のもとに当該開示請求者に開示する等適切な措置を講じることができる。

（違反者に対する措置）

第 7 条 COI 申告事項について疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合は、本会として社会的説明責任を果たすために理事会が十分調査し、審議のうえ答申する。

2 理事会は、十分審議したうえで、本申告者に決定通知を送付する。

3 理事会は、本申告者が深刻な COI 状態にあり、説明責任を果たしていないと決定した場合は、本指針 8 に示す措置を講じることができる。

（不服申し立て）

第 8 条 本指針違反の決定通知を受けた者は、当該結果に不服があるときは、理事会議決の結果の通知を受けた日から 7 日以内に、会長宛ての不服申し立て審査請求書を本会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。

2 審査請求書には、文書で示した違反の理由に対する具体的な反論、反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合、申告および開示した情報に加えて異議理由の根拠となる関連情報の文書を添付することができる。

（不服申し立て審査手続）

第 9 条 不服申し立ての審査請求を受けた場合、会長は速やかに不服申し立て審査委員会（以下、審査委員会という）を設置しなければならない。

2 審査委員会は会長が指名する役員、本会学術部員、学術委員若干名および外部委員 1 名以上により構成され、委員長は当該役員が就任する。

3 審査委員会は、審査請求書を受領してから 30 日以内に委員会を開催してその審査を行う。

4 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第 1 回目の委員会開催日から 1 ヶ月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、会長に提出する。

5 審査委員会の決定を持って最終とする。

（細則の変更）

第 10 条 本細則は、社会的要因法令の改正、整備等から変更の必要性が予想される。理事会で審議を行い、決議を経て変更することができる。

附則

本細則は、2023 年 3 月 1 日より施行する。